

ご契約に際しては、この書面の内容をよくお読み下さい

## 契約書

(金融商品取引法第37条の4に定める契約締結時交付の書面です)

住所  
甲

氏名 印

住所 神奈川県横浜市日吉本町6-54-16

乙

氏名 北浜流一郎 印

会員(以下甲という)と北浜流一郎(以下乙という)は甲が乙より金融商品取引法に基づく下記の投資助言サービスを受けるにあたり、契約書を二通作成し各々一通ずつ保管する。

### 投資顧問契約の概要

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

会員の種類 北浜お宝銘柄配信クラブ

料金 29,800 円

※キャンペーン等で価格の変動があります  
2023年12月31日までにご参加で初月9,800円が適応

契約期間 1か月間(自動更新)

助言内容及び方法 当該有価証券への最終的な投資判断は契約者たる会員自身にゆだねるものといたします。

名称及び氏名 北浜流一郎

分析者 金融商品取引業者 北浜流一郎

登録番号関東財務局長(金商)第2272号

投資判断者 金融商品取引業者北浜流一郎  
登録番号関東財務局長(金商)第2272号

#### 顧客の債権の優先弁済権

当方と契約された会員は、当契約により生じた債権に関し、当方が供託すべき営業保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を持ちます。

#### 苦情処理措置

苦情に関する申し出で先は、管理者たる北浜流一郎とし、  
サポートデスク: 有限会社クリエイト・クルーが仲介するものとする  
郵書による対応先 〒223-0062 神奈川県横浜市日吉本町6-54-16  
メールによる対応先 専用LINEまたはinfo@create-crew.com  
電話による対応先は、080-7086-2223とする。

#### 解約に関して

契約満了日1か月前までに解約申請がない場合、自動更新となります。解約申請は必ずメールにてご連絡をください。

#### クーリングオフ条項(10日以内の契約解除)

契約締結時の書面を受け取った日から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができます。契約解除の場合は、お客様がその書面を発した日となります。  
なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額をいただきます。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

#### クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

##### 申し出期限

顧客は、契約解除の1週間前までに書面にて当方に申し出でる事とする。

##### 返金の額計算方法

報酬の前払いを受けているときは、契約解除以降の期間に相当する報酬金額を日割り計算にて返金致します。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

#### 苦情処理措置

苦情に関する申し出で先は、管理者たる北浜流一郎とし、  
サポートデスク: 有限会社クリエイト・クルーが仲介するものとする  
郵書による対応先 〒223-0062 神奈川県横浜市日吉本町6-54-16  
メールによる対応先 専用LINEまたはinfo@create-crew.com  
電話による対応先は、080-7086-2223 とする。

#### 金融ADR(裁判外紛争解決)制度による紛争解決措置

北浜流一郎は顧客との間で投資助言に起因する紛争事案が発生した場合の紛争解決機関として東京三弁護士会と金融ADRに関する協定書を締結しております。

東京三弁護士会紛争解決・仲裁センターの窓口は下記の通りです。

東京弁護士会紛争解決センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話03-3581-0031

第二東京弁護士会仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話03-3581-0031

#### 投資顧問契約終了の事由

投資顧問(投資助言)契約は、次の事由により終了します。

契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)

クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面(メール)による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)

当社が、投資助言業を廃業したとき

#### 禁止事項

金融商品取引法に基づき、投資助言業者は、次のことが禁止されています。

①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

②当方及び当方と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当方社及び当方と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

登録番号関東財務局長(金商)第2272号 北浜流一郎

〒223-0062 神奈川県横浜市日吉本町6-54-16

TEL045-562-6940 FAX045-562-6940

サポートデスク : 有限会社クリエイト・クルー

住所 : 〒223-0062 神奈川県横浜市日吉本町6-54-16

メール : 専用LINEまたはinfo@create-crew.com

電話 : 080-7086-2223

#### 北浜お宝銘柄配信クラブ会員規約

##### 第1条(目的)

本規約は「北浜お宝銘柄配信クラブ(以下業者)」が提供する情報サービス(以下、本サービスと呼ぶ)を利用する。

#### 第2条(本規約の範囲)

業者が、オンライン上の表示により随時会員に対して発する通知は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承認したものとします。

#### 第3条(本規約の変更)

業者は会員に事前の通知を行うことなく本規約を変更することができ、会員はこれを承諾したものとします。

#### 第4条(入会の承認)

①業者は、別途定める方法にて入会申込を受け付け、手続き等を行った上で、入会を承認します。

②業者が、入会を承認した場合は、入会申込者に対して本サービスを利用できる権利を許諾したものとします。この場合業者は、当該通知により業者の入会申込に対する承認の効力が生じ、入会申込者は会員となり、業者と会員との間で本規約を内容とする本サービスの利用契約が成立するものとします。

#### 第5条(入会の不承認及び承認の取消等)

業者は会員が以下の何れかの項目に該当する場合、入会を承認しない場合があります。又既に入会の承認を受けている場合でも会員が以下の何れかの項目に該当する場合、会員への事前の通知、催告なしに、当該会員につき当サービスの利用の一時的停止又は当サービスの会員資格の取消をすることができます。この場合、当該会員は、既に生じた当サービスの利用料金等については業者所定の方法で支払うものとし、また、業者に既に支払われた当サービスの利用料金等については払戻しの請求などは一切行うことができないものとします。尚、業者は承認しない理由を会員又は入会申込者へ明らかにしないことがあります。

①入会申込をした方が実在しない

②入会申込に虚偽の記載がある

③入会申込時に規約違反等により購読者資格の停止処分中であり又は過去に規約違反等で当サービス

の入会資格の取消処分を受けたことがある

④入会申込時に当サービスの利用料金の支払いを怠っているか過去に支払いを怠ったことがある

⑤パスワードを不正に使用した場合

⑥本サービスの情報等を漏洩した場合

⑦本サービスの情報の改竄を行った場合

⑧本サービスの運営を妨害した場合

⑨本サービスの利用料金の支払い債務の履行を延滞し又は支払いを拒否した場合

⑩規約の何れかに違反した場合

⑪会員掲示板の留意事項に反する行為をした場合

⑫その他業者が会員とすることを不相当と判断した場合

#### 第7条(変更の届け出)

会員は、入会申込内容に変更があった場合、業者所定の手続きにより、業者に遅延なく通知するものとします。なお、当該通知がなされなかった、または遅延したことにより、会員が不利益を被ったとしても、業者は会員に対し一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条(本サービス内容等)

- ①業者は、会員への事前の通知をもって、本サービスの内容の追加、変更、部分改廃等を行うことができ、会員はこれを承諾するものとします。
- ②業者は、本サービスにかかるシステムの保守点検及び不測の事態等により、会員に対する事前の通知なく、本サービスの提供を一時的に中断、停止することができ、会員はこれを承諾するものとします。
- ③前2項による本サービスの変更、停止等につき、業社は、一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスの変更、停止等がなされた場合には、業者を通じて通知します。

#### 第9条(本サービスの利用料金等)

- ①本サービスの利用料金、算出方法及びその支払い方法等は本規約で定める場合を除き、業者が別途定める通りとします。
- ②本サービスの利用料金等は、会員の承諾なく相当な手段による事前通知により適宜改定されることがあります。料金規定を変更した場合には、本サービスの利用料金等は、変更後の料金規定によります。
- ③業者は会員により支払われた本サービスの利用料金等につき、如何なる事由が生じても返還しないものとします。
- ④業者は会員により支払われた本サービスの利用料金が、規定の料金に満たない場合は当該購読者に追加請求出来るものとし、もしその追加料金が支払われない場合には当該料金に見合う本サービスの会員資格の有効期限を変更できるものとします。

#### 第11条(設備等)

会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、サービスが利用可能な状態に置くものとします。

また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してサービスに接続するものとします。

#### 第12条(本サービスに関する保証)

本サービスの内容は、業者がその時点で提供可能なものとします。業者は、業者が提供するデータ等、第三者が登録するデータについて、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条(会員による本サービスの内部的使用)

会員は、業者が事前に承認した場合を除き、本サービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版等のために使用しないものとします。

#### 第14条(責任)

- ①業者は、会員が本サービス、または本サービスを通じて他のサービスを利用すること(投資判断、資産運用等を含みます。)により発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ②会員が、本規約に違反した行為または不正もしくは違法な行為によって、業者に損害を与えた場合、業者は、当該会員に対して損害賠償を請求できるものとします。

#### 第15条(禁止行為)

- ①会員は、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。業者は会員が以下の項目で禁止されている行為を行った場合、その行為に関する責任は当該会員が負い、業者は一

切の責任を負わないものとします。会員が以下の項目で禁止されている行為によって業者に損害を与えた場合、業者は会員に対して被った損害の賠償を会員に請求出来るものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為その他法令に違反する行為
- (2) 他の購読者または第三者に不利益を与えるような行為
- (3) 当サービスの運営を妨げ、或いは当サービスの信頼を毀損するような行為
- (4) 他の購読者のパスワードを不正に使用すること
- (5) 他の購読者又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為
- (6) 他の購読者又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (7) 他の購読者又は第三者を誹謗中傷するような行為
- (8) 会員掲示板において成功報酬会員による、弊社が助言している個別銘柄、パフォーマンス等の書き込み。
- (9) その他業者が不相当と判断した行為

②業者がホームページ及びメール並びに電話にて会員に提供する、すべての情報(会員掲示板への書き込みを含む)は、業者が法的権利を有するものであり、許可無く、第三者への情報の転売、及び漏洩、それに類する行為のすべてを、理由の如何を問わず禁じます。権利侵害が認められた場合は、即時法的処置をとらせて頂きます事をご承知ください。尚 情報サービスは、お申し込み会員様ご本人だけが得られる権利である事を原則とさせていただきます。

#### 第16条(退会・解約)

①契約満了日1か月前までに解約申請がない場合、自動更新となります。解約申請は必ず書面及びメールにてご連絡をください。尚、書面に関しては、書面を発した日となります。

②会員資格は、一身専属性のものとなります。業社は、当該会員の死亡を知り得た時点を以って、消失とします。

#### 第17条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国憲法が適用されるものとします。

#### 第18条(専属的合意管轄裁判所)

業者及び会員は、会員と業者の間で本規約につき訴訟の必要が生じた場合には、業者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。